

1 喀痰吸引等制度 について

2 魅力ある福祉・介護の 職場宣言ひろしま制度 について

広島県 健康福祉局 医療介護人材課



1

1 喀痰吸引等制度とは

介護職員等が、**医療行為**である「たんの吸引」等の行為を、**一定の条件の下**で実施することができる制度。
平成24年に法制化された。

喀痰吸引等行為

喀痰吸引	①口腔内
	②鼻腔内
	③気管カニューレ内部
経管栄養	④胃ろうまたは腸ろう
	⑤経鼻



2

喀痰吸引等制度の基本要件

1. **医師の指示書**があること
2. 介護職員等が「**認定特定行為業務従事者**」であること
・「登録研修機関」等で研修修了後、県による認定が必要
3. 介護事業所等が「**登録特定行為事業者**」であること
・実施行為種別や従事者名簿等を県に登録

3

年に一回以上は自己点検を

基本要件の他、「同意書の取得」等、運営上の要件も複数有



点検シート掲載ページ
QRコード

4

過去の指導事例

- 事業者登録を行わず、
県の資格認定を受けていない職員が実施
 - 事業者登録はしているが、
研修を修了しただけで、県の資格認定を受けていない職員が実施
 - 事業者として登録した行為以外の特定行為を実施
 - 従事者名簿の変更届出の失念 等
- ⇒他県では、施設長・介護職員の逮捕や書類送検となった事例も
必要なケアを安全に提供するための制度であることにご理解を

5

【問合せ先】

広島県 医療介護人材課 介護人材グループ

T E L: 082-513-3142

E-Mail: kaigojinzai@pref.hiroshima.jp

H P: 🔍



県ホームページ
QRコード

6

2 「魅力ある福祉・介護の 職場宣言ひろしま」制度について



7

進路・就職先として選ばれる業界へ



スタンダード認証



プラチナ認証



認証申し込み先
QRコード

【問合せ先】 TEL **082-254-3415**

広島県福祉・介護人材確保等総合支援協議会 事務局:(社)広島県社会福祉協議会／福祉人材課

8